

令和7年度 犬山北小学校いじめ防止基本方針

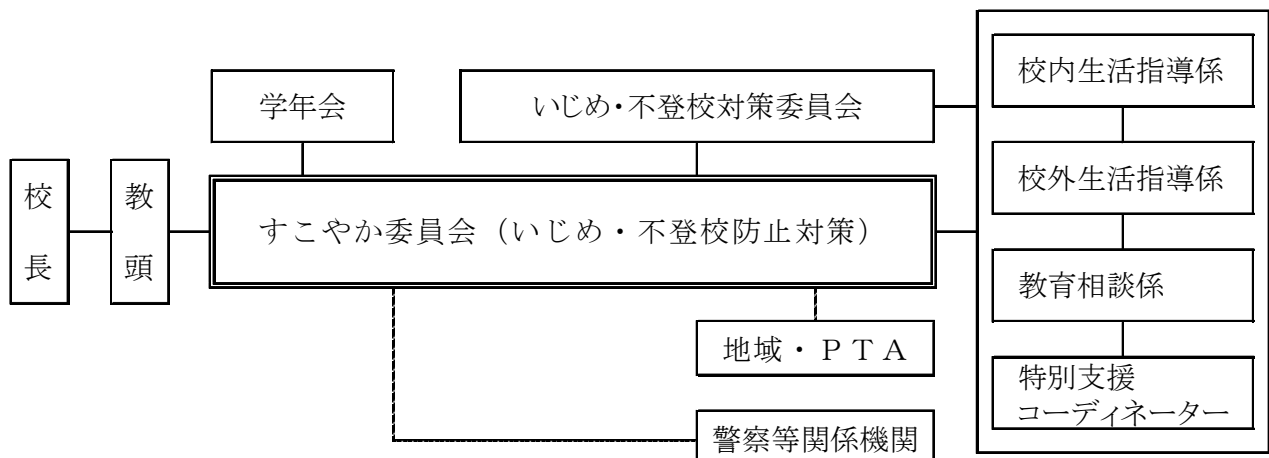
令和7年5月

1 基本的な考え方

いじめとは、当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものである。いじめは児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものであり、絶対にしてはならないことである。我々教職員は、どの児童も被害者にも加害者にもなり得ることを想定し、どんなささいな予兆も見逃さず対処するという早期発見・早期対応の姿勢を持たなければならない。

2 組織

- すこやか委員会（年2回・随時）
校長・教頭・教務・校務・事務主査・生徒指導担当・養護教諭
特別支援コーディネーター
※状況に応じて学年主任・関係職員・スクールカウンセラーも参加
- いじめ・不登校対策委員会（隔月）
全職員
- 生徒指導部会（随時）
生徒指導担当、各学年生徒指導担当、養護教諭、教務主任



3 いじめ防止のための手立て

ア いじめの未然防止

- いじめは許さない姿勢を教師が学級で示す。
- 支援が必要な児童への支援・指導の仕方に配慮する。
 - 教師の指導・支援によっては、周囲の子どもからのいじめにつながる恐れもあるので注意。
- 朝の会や学級・学年活動を通じて、互いのよいところに目を向け、自己肯定感の高まりが得られる活動を取り入れる。(グループワークトレーニングなど)
 - 何でも言える雰囲気づくりなど
- 学び合い、高め合う活動を大切に、日々の授業を行う。(話し合い聞き合う姿)
- 道徳の授業を通じて命や思いやりの心を大切にする姿勢を育てる。
- SNSやゲーム機の通信機能等を通じてのいじめを防ぐために、情報モラル教育や啓

発活動を発達段階に応じて進める。

- 人権週間での取組を通じて、他者への思いやりの心を育てる。
- 年度ごとに学校の取組を検証・評価し、次年度以降の実効性のある取組につなげる。

イ いじめの早期発見

- 児童や保護者とのかかわりを大切にして児童理解を進めるとともに、何でも相談できる信頼関係を構築する。
- 児童の変化に気付くことができるように、日頃から表情や態度をよく観察する。
- 毎週月曜に提出の通学班日誌から通学班内の人間関係や登校の様子を確認する。
- 心と体のアンケートに基づいて教育相談活動(年2回)を設定し、児童理解をすすめる。
- 日頃からの職員同士の会話を大切にして、情報交換を密にする。
- いじめ・不登校対策委員会や生徒指導部会を通じて早期発見に努める。

4 いじめが発見された場合の対応

ア 初動の対応

- いじめの訴えを受けたり、いじめを発見した教職員は、管理職及び当該学年の学年主任、生徒指導担当に報告する。生徒指導担当は、すこやか委員会の教職員に報告し、校長から今後の対応についての指示を受ける。

イ すこやか委員会・いじめ・不登校対策委員会の協議

- すこやか委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握し、今後の組織的な対応についての手立てや役割分担を協議する。その協議内容を踏まえて、いじめ・不登校対策委員会を開き、全職員への共通理解を図る。

ウ 実態把握・解消に向けての対応

- すこやか委員会、いじめ・不登校対策委員会の協議結果を受けて、校長・教頭・教務・生徒指導担当を中心にして、実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。
- 被害児童と加害児童の保護者間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係わる情報を保護者にも適切に提供して共通理解を図る。

エ 事後の支援

- 被害児童についても加害児童についても指導以降の様子を継続的に観察したり、面談したりして、いじめが解消されているかを確認する。
- 事後の様子をいじめ・不登校対策委員会で報告する。

5 重大事態への対応

- 速やかに犬山市教育委員会へ報告する。
- 重大事態に対する組織を設け、適切な方法により重大事態に係わる事実関係の調査に当たる。
- 調査結果を犬山市教育委員会へ報告し、必要な措置を講じ、保護者にも適切に情報を提供する。

6 その他

- 毎月月初めに前月のいじめに関する報告書を犬山市教育委員会に提出する。
- 「学校いじめ基本方針」を HP にアップし、共通理解を図る。